

令和 6 年 度

# 社会教育主事講習実施要項

岐 阜 大 学

## 令和6年度岐阜大学社会教育主事講習実施要項

### 1. 講習の目的

この講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 主 催 文部科学省

3. 実施機関 国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学

4. 実施期間 令和6年7月24日（水）から 8月22日（木）まで

5. 実施場所 岐阜大学  
〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

### 6. 受講者の範囲及び受講資格

東海地区（愛知県、三重県、静岡県、岐阜県）

社会教育主事講習等規程第2条に該当する者（別表1のとおり）

7. 受講予定者数 約80名

### 8. 受講申込書類及び提出期限

(1) 受講希望者は、岐阜大学長宛の次の書類を勤務地又は住所地の県教育委員会（岐阜県は環境生活部県民生活課）へ令和6年6月14日（金）までに提出する。

ア. 受講申込書 (別紙様式1)

イ. 受講承認書 (別紙様式2)

ウ. 受講資格を証明する書類等 (別表1による必要書類)

エ. 社会教育主事講習単位修得認定申請書 (別紙様式3)

(既修得単位等の認定を希望する者のみ提出)

オ. 推薦状 (別紙様式4)

(所属自治体から推薦状の交付を受けた者のみ提出すること。)

\* 推薦状は、各自治体の判断により、社会教育主事としての発令を予定している者、もしくは地域全体の社会教育の振興の中核を担う者に対して交付。

カ. 返信用封筒

(A4サイズが入る角形2号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入のうえ、

140円の郵便切手を貼付する。)

- (2) 各県教育委員会等は、提出された受講申込書類について受講資格の有無を調査し、資格があると認めた者について、受講申込者名簿を添えて令和6年6月19日(水)までに岐阜大学教育学部総務係へ一括して送付する。

## 9. 受講者の選定

- (1) 岐阜大学は、岐阜大学社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて、受講者を選定する。
- (2) 受講許可書は、7月上旬頃に本人あて発送するとともに各県教育委員会等に許可者名簿を送付する。

## 10. 講習実施内容

社会教育主事講習等規程第3条の規定による4科目8単位

## 11. 講習の科目、講師及び単位・時間数(別記)

## 12. 既修得単位等の認定

- (1) 既修得単位の認定は、「社会教育主事講習等規程」第7条第2項及び第3項の規定による大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者に対して行う。
- (2) 既修得単位の認定を希望する者は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」(別紙様式3)に成績証明書及び申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修手引き等を添えて、願出するものとする。
- (3) 認定の対象となる単位は、講習の開講科目と対応する授業科目について修得した単位であるが、その対応関係については、科目名の一致、不一致だけでは判断できないので、申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修手引き等との照合、大学等への問い合わせ、本学の該当科目の担当教員からの意見の聴取を経て決定する。
- (4) 既修得単位として認定する授業科目及び単位数は、生涯学習概論(2単位)及び社会教育演習(2単位)の2科目とする。
- (5) 既修得単位として認定した場合には、「社会教育主事講習単位修得認定書」を交付する。
- (6) 既に他の大学あるいは国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいて、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部の科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は「社会教育主事講習単位修得認

定申請書」(別紙様式3)を提出すること。

### 13. 単位修得認定及び修了証書

単位修得の認定は、試験、レポート等の成績審査により行い、岐阜大学長は前項に掲げた8単位を修得した者に対し、講習の修了証書を授与する。

### 14. 講習の運営

講習の円滑なる実施を図るため運営委員会を置く。

岐阜大学は、受講者の選定その他講習運営上、重要な事項の決定については運営委員会と協議のうえ行う。

### 15. 講習の日程

講習の日程は別表2のとおりとする。

なお、日程の一部については多少変更する場合がある。

### 16. 受講者の受講に要する経費

受講に要する補助経費として、一人あたり10,000円程度を徴収する。

### 17. その他

#### (1) 宿泊について

宿泊については、各自で確保すること。

#### (2) 受講についての注意事項及び会場案内図等は、受講許可書郵送時に同封する。

#### (3) 講習中及びその準備期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合もある。

#### (4) オンラインでの受講ができるように、各自パソコン等の機器、通信環境、映像・音声での双方向でのやり取りができる学習環境を確保すること。また、講習の受講・課題提出等にあたり、Googleアカウントが必要になる可能性がある。

岐阜大学教育学部総務係

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

TEL (058) 293-2202

FAX (058) 293-2207

e-mail syakyokosyu@t.gifu-u.ac.jp

## 別 記

## 11. 講習の科目、講師及び単位・時間数

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	時間数	講師職・氏名
生涯学習概論	2	生涯学習関連施策の動向	4	文部科学省
		生涯学習の理念と施策	10	岐阜大学教授 益川浩一
		生涯学習社会の構築と地域学校協働活動	8	岐阜大学教授 益川浩一
		生涯学習・社会教育の指導者	4	愛知教育大学教授 大村 恵
		世界の生涯学習	4	名古屋大学准教授 河野明日香
生涯学習支援論	2	ファシリテーションの技法	8	岐阜大学准教授 大宮康一
		参加型学習の実際	8	株式会社エクスプローラー・岐阜大学非常勤講師 酒井研治
		学習者の多様な特性に応じた学習支援	4	中部学院大学准教授 益川優子
		学習プログラム開発論	6	岐阜大学教授 益川浩一
		学習の原理と支援の基本	4	岐阜大学助教 二村玲衣
社会教育経営論	2	社会教育行政・施設の経営戦略	8	岐阜大学助教 後藤誠一 岐阜市教育文化振興事業団職員
		生涯学習成果の活用の実際	4	岐阜大学助教 後藤誠一
		ESDと社会教育	2	岐阜大学助教 伊藤浩二
		関係形成による社会教育活動の推進	4	岐阜大学助教 二村玲衣
		家庭教育支援と社会教育	4	岐阜大学助教 二村玲衣
		社会教育と地域づくり	4	岐阜大学助教 後藤誠一 株式会社技研サービス社員
		社会教育と地域づくり	4	岐阜大学教授 益川浩一
社会教育演習	2	社会教育班別演習	52	岐阜大学教授 益川浩一 岐阜大学助教 後藤誠一 岐阜大学助教 二村玲衣 岐阜県社会教育主事
		社会教育総合演習 施設見学・職員講話・意見交換・振り返り・まとめ	8	岐阜大学教授 益川浩一 岐阜大学助教 後藤誠一 岐阜大学助教 二村玲衣
計	8		150	

社会教育主事講習受講資格並びにその資格証明書類

別表 1

社会教育主事講習等規程の通用規程	受 講 資 格				提出書類 (◎印は必要書類)				
	社会教育主事講習等規程	社会教育法	社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定【平成8年8月28日文部省告示第148号等】	社会教育法の一部を改正する法律【昭和26年法律第17号附則第2項】 改正後の社会教育法第9条の4の規定の適用については、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。	社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて【平成13年12月13日文科生第703号】	勤務証明書	卒業証明書又は卒業証書の写し	在学期間及び単位修得証明書	教育職員普通免許状の写し
第2条第1号	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号)附則第2項の規定に該当する者								◎ いずれか1つ
第2条第2号	教育職員の普通免許状を有する者								◎
第2条第3号	2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者	イ 社会教育主事補 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの(イ又はロを除く。)	1 (1) 文部科学省の所轄機関、附属機関において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 1 (2) 地方公共団体の教育委員会において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 1 (3) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 1 (4) 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 1 (5) 図書館法第4条に規定する司書の職 1 (6) 博物館法第4条第4項に規定する学芸員の職 1 (7) 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務(常時勤務するに限る。)の職であつて、文部科学大臣が1の(1)から1の(3)に掲げる職に相当すると認められた職 1 (8) その他文部科学大臣が1の(1)から1の(7)までに規定する職と同等以上と認められた職 2 (1) 文部科学省の所轄機関、附属機関が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2 (2) 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2 (3) 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2 (4) 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2 (5) 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2 (6) 独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動 2 (7) その他文部科学大臣が2の(1)から2の(6)までに規定する業務と同等以上と認められた業務		2 (1) (地方公共団体の教育委員会において社会教育に係る学習等の機会の提供に関する事務に従事する者の職) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、教育委員、生涯学習審議会委員等の職及び公民館等社会教育施設等において事業の企画、実施を担当する非常勤職員等 2 (2) (社会教育に関係のある官公署の職) 社会福祉主事、児童福祉司、児童福祉司たる資格を有する児童相談所の所長又は所員、介護福祉士、社会福祉士、勤労青少年ホーム指導員、勤労者家庭支援施設指導員等の社会福祉等に関する職並びに改良普及員の職 2 (3) (社会教育関係団体の役員及び職員の職) その事業範囲が市町村規模以上の社会教育関係団体の事業の企画、実施に当たる役員及び専門的職員の職並びに民間生涯学習関連事業において社会教育事業の企画、実施に当たる専門的職員の職	◎			
第2条第4号	4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあつた者	教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する職に就いた者	3 (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、組織上事務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員(学校教育法第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。)の職 3 (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職 3 (3) 少年院法第1条に規定する少年院又は児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職 3 (4) 3(1)から(3)までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けた職			◎			2 (11) 保育士の職
第2条第5号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者					◎			◎

- 備 考
- 提出書類は、各該当事項のうちいずれか1項目の関係書類でよい。
  - 勤務証明書は、所属長又は所轄長の証明。
  - 卒業証書の写し及び免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。
  - 第2条第1号に該当する者は、卒業証書の写し又は、在学期間及び単位修得証明書のいずれか1つ提出すればよい。
  - 第2条第3号から第5号に係る在職等の期間は通算できる。【平成13年12月13日 13文科生第703号3(3)】

## 令和6年度 岐阜大学社会教育主事講習日程表

月/日	午前		午後①	午後②	備考	月/日	午前		午後	午後②	備考
	8:45~10:15 10:30~12:00 4時間	社会教育 班別演習	13:00~14:30 14:45~16:15 4時間	16:30~18:00 2時間			8:45~10:15 10:30~12:00 4時間	13:00~14:30 14:45~16:15 4時間	16:30~18:00 2時間		
7/24	受付 開講式	社会教育 班別演習	特別講演 生涯学習関 連施策の動向	社会教育班別演習	対面 受付 開講式 9時15分~ 社会教育班別演習 10時30分~12時	8/6	学習者の多様な特性に 応じた学習支援	学習プログラム開発論	学習プログラム開発論	ライブ	
(水)		(岐大)	文部科学省 総合教育政策局	(岐大)		(火)	益川優子(中部学院大)	益川浩一	益川浩一		
7/25	社会教育班別演習		社会教育班別演習	社会教育班別演習	対面	8/7	学習の原理と支援の基 本	生涯学習成果の 活用の実際	ESDと社会教育	オンデマンド	
(木)	(岐大)		(岐大)	(岐大)		(水)	二村玲衣	後藤誠一	伊藤浩二		
7/26	生涯学習の理念と施策		生涯学習の理念と施策	生涯学習の理念と施策	ライブ	8/8	関係形成による社会教育 活動の推進	家庭教育支援と社会教育	オンデマンド		
(金)	益川浩一		益川浩一	益川浩一		(木)	二村玲衣	二村玲衣			
7/29	生涯学習社会の構築と 地域学校協働活動		生涯学習社会の構築と 地域学校協働活動		ライブ	8/9	社会教育班別演習	社会教育班別演習	社会教育班別演習	地域・自治体にて各自 資料収集/ 現地調査、実践	
(月)	益川浩一		益川浩一			(金)	(各地域・自治体)	(各地域・自治体)	(各地域・自治体)		
7/30	生涯学習・社会教育の 指導者		世界の生涯学習		ライブ	8/19	社会教育と地域づくり	社会教育と地域づくり	ライブ		
(火)	大村恵(愛教大)		河野明日香(名古屋大)			(月)	後藤誠一・株式会社技研 サービス社員	益川 浩一			
7/31	ファシリテーションの技法		ファシリテーションの技法		対面	8/20	社会教育総合演習	社会教育総合演習	社会教育総合演習	多治見市:9時~12時 岐阜市:14時~17時 意見交換と振り返り・まとめ(於:岐阜市生涯学習センター) :17時15分~19時15分	
(水)	大宮康一		大宮康一			(火)	施設見学・職員講話 (多治見市の社会教育・生涯学習施設)	施設見学・職員講話 (岐阜市生涯学習センター等)	施設職員との意見交換と振り返り・まとめ(於:岐阜市生涯学習センター)		
8/1	参加型学習の実際		参加型学習の実際		対面	8/21	社会教育班別演習	社会教育班別演習	社会教育班別演習	対面	
(木)	酒井研治((株)エクスプロー ラー)		酒井研治((株)エクスプロー ラー)			(水)	(岐大)	(岐大)	(岐大)		
8/2	社会教育班別演習		社会教育班別演習	社会教育班別演習	対面	8/22	社会教育班別演習	社会教育班別演習	閉講式	対面 閉講式 16時30分~	
(金)	(岐大)		(岐大)	(岐大)		(木)	(岐大)	(岐大)			
8/5	社会教育行政・施設の 経営戦略		社会教育行政・施設の 経営戦略		ライブ	※「社会教育演習」4G 1. 社会教育経営論(後藤誠一 岐阜大学助教) 2. 社会教育事業計画とプログラム開発(益川浩一 岐阜大学教授) 3. 子どもと社会教育(二村玲衣 岐阜大学助教) 4. 地域学校協働活動の設計(岐阜県社会教育主事) ※「社会教育総合演習」:施設演習					
(月)	後藤誠一・岐阜市教育文化 振興事業団職員		後藤誠一・岐阜市教育文化 振興事業団職員								